

令和2年度第2回東広島市福祉有償運送運営協議会議事概要

1 協議が調った日

令和3年2月26日（金）

2 開催方法

書面協議

3 回答者

協議会委員 14名全て

①学識経験を有する者 1名

②法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者その他の同条第6項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体に属する者 3名

③関係地域住民、福祉有償運送等の利用者又は関係ボランティア団体に属する者 5名

④市内で現に福祉有償運送等を行っている特定非営利活動法人等に属する者 2名

⑤関係行政機関の職員 1名

⑥市の職員 2名

4 次第

審議事項 (1) 福祉有償運送承認基準の一部改正

(2) 登録団体の旅客の範囲の変更登録に係る承認

5 協議の概要及び合意事項

(1) 福祉有償運送承認基準の一部改正（全員合意）

（改正の概要）

道路運送法施行規則の改正により、旅客の範囲（対象者）が明確化されたため、福祉有償運送承認基準第3条（利用者）を改めた。

(2) 登録団体の旅客の範囲の変更登録に係る承認（全員合意）

（改正の概要）

道路運送法施行規則の改正に伴う登録団体の旅客の範囲の変更登録を承認した。